

議第24号

三島市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例案

三島市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年三島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第4号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第5号中「卒業生」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道環境を選択した者に限る。）は、改正後の第3条第1項第8号に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者とみなす。

平成31年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士